

啓発カード配布のお願い

日ごろは、子どもの権利相談室の活動に対して、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

小・中・高、特別支援学校児童生徒のみなさんにカードを送付させていただきます。お手数ですが、配布をお願いします。

昨年度より、とよた子どもの権利相談室の愛称が「こことよ」になりました。この愛称には「子どもの心を豊かに」という意味が込められています。さらに選定に参加してくれた豊田市子ども会議の子ども委員により「ここにいるよ」「ここがあるよ」という意味を付加しました。

豊田市の子どもたちに、子ども条例と子どもの権利相談室のことを少しでも知ってもらうために、リーフレット・カードを効果的に活用していただきたいと思います。どのような内容のものか、子ども達と一緒に読みいただければと思います。

《配布する際に伝えてほしいこと》

- ・一人で悩まず、抱え込まずに、誰かに相談してほしいこと
- ・保護者や先生方はもちろん、とよた子どもの権利相談室「こことよ」にも相談できること
- ・秘密は守られること

擁護委員と相談室は、先生方とは、子どもにとっての「最善の利益」をとともに考え、実現していく信頼しあえるパートナーでありたいと考えています。もちろん、保護者の方々、地域のみなさん、そして、当事者である子ども達とも、よい関係づくりをしていきます。

子ども達のしあわせのために、お忙しいなか恐れ入りますが、ご協力をお願いします。

子どもたちに年3回配布しているおたよりの名称も新しく『こことよ』に変更しました

先生方からの相談もどうぞ



とよた子どもの権利相談室 マスコットキャラクター
キュウサイさん・キュウサイくん

豊田市子どもの権利擁護委員

石井 拓児
山田 麻紗子
山谷 奈津子

発行

とよた子どもの権利相談室
〒471-0034
豊田市小坂本町1-25
豊田産業文化センター4階
☎ 0565-33-9317
✉ kodomo-kenri@city.toyota.aichi.jp



子どもの権利 擁護委員だより



2021年3月に発表された警察庁の統計によると、2020年度の小中高生の自殺者数が、統計のある1980年以降で過去最多の499件にのぼったという報道がありました(中日新聞2021年3月17日朝刊)。報道では、主な自殺の原因としてうつ病などの精神疾患のほか、進路の悩みや学業不振が多くみられたということでした。自殺の統計は、遺族が自殺として届け出ないものも含まれるため、実際の数には500件を超える数字になるとみられます。この数は、決して小さなものではありません。

新型コロナウイルスの感染拡大のもと、私たちの日常生活は大きな変化を余儀なくされました。こうした大きな変化に対応することが難しい子どももいるでしょうし、何よりも、将来不安を鋭く感じ取った子どもも多くいるのではないかと推察します。あるいは、スポーツや音楽に打ち込んできた子どものなかには、大会やコンテストの中止によって、自分の人生を変えられてしまったと感じた子どももいるのではないのでしょうか。

学校のなかで、感染防止対策を徹底することはとても重要なことですが、子どもたちの心配や不安に寄り添い、「心配なくても大丈夫」「もう少しの辛抱だからがんばろう」というメッセージも必要であるように思います。人類の英知と科学への信頼を高めることは、学ぶ意欲にもつながるはずで

代表擁護委員 石井 拓児
(名古屋大学教員)



昨年コロナウイルス感染者数が増減を繰り返し、今(4月中旬)は更に感染が拡大し第4波と言われています。皆さん一人ひとりの日常生活も、以前と比べてだいぶ変わったでしょうね。家でも外でも学校でも、何も気にせず友達や周囲の人たちと話をしたり、笑ったり、怒ったり、遊んだりといった皆さんたちにとって大切な行動が制限されています。1年以上コロナウイルス感染を気遣いながら暮らしていると、何となく心のどこかに将来への不安や生活への疲れ、気持ちが落ち込んで力が出なかつたりすることが起こります。

何となく不安、何となく気持ちが重いといった心の状態は、原因がハッキリしないため、余計に不安が高くなると言われています。不安を感じたとき「こことよ」に相談してみませんか。子どもの権利擁護委員や相談員は、そうした皆さんの話をしっかり聴いて、不安の中身が何かを一緒に探り、どうしたらよいかを共に考えます。不安や悩みの正体を知ると、そこから解決の道筋が見えてきます。「幽霊の正体見たり枯れ尾花」という有名な例えにもある通りですね。

「こことよ」は「豊田市子ども条例」に則り、子ども一人ひとりを尊重し、子どもたち、ご家庭、先生方から子どもに関する幅広い相談を受け付けています。困った時には是非、お電話あるいは開室していることをご確認の上、とよた子どもの権利相談室「こことよ」をお尋ねください。

擁護委員 山田 麻紗子
(臨床心理士・公認心理師)



新型コロナウイルスの感染拡大がまだ続いている中、教員のみなさんにおかれましては、日々の感染防止対策や各行事の開催方法の検討等、様々なご対応をされていることと思います。

子どもたちは、昨年度の休校措置が明けて学校に通えるようになり、表面上は普段と変わりなく過ごしているかもしれませんが、しかし、見えないところで、コロナウイルスの影響による疲れがたまっていたり、経済的な困窮などにより家族の関係に変化があって、家に居づらいなどの状況が生まれたりしている可能性もあります。全国的には、コロナに関するいじめや差別、教員の方からのコロナに関する不適切な言動もあると聞いています。

このような状況下で子どもたちが抱えているストレスが、これから表面化するおそれがあると思います。朝起きられない、大人に必要な以上に気を使っている、常にイライラしているなど、小さな変化として現れるかもしれません。

子どもたちのストレスサインに気づかれた場合は、まず話を聞いて共感を示してあげてほしいと思います。そして、毎日の登校や感染対策など当たり前に行っていることを評価していただければと思います。

「こことよ」は、子どもたちからのどんな相談でも受け付けています。相談先の1つとして、「こことよ」について子どもたちにお伝えいただくとありがたいです。

教員のみなさまとも、子どもの最善の利益を一緒に考え、連携させていただきたいと思

擁護委員 山谷 奈津子
(弁護士)



人間尊重の観点から校則・生徒指導の見直しをすすめてみましょう



小学校でも中学校でも高校でも、校則や生徒指導のあり方が大きな関心を集めています

少し前、大阪府の公立高校に通う地毛が茶色の高校生が、学校から髪を黒く染めるよう繰り返し指導を受け、授業への出席を禁じられたことにより不登校となったとして、大阪府と高校を相手に損害賠償を請求する訴訟が起きました。また、最近でも、「ツーブロック禁止」の校則について、一般的な社会通念（社会的な常識）からして問題なのではないかということが話題になりましたし、直近の2021年3月には、川崎市で、小学校の「体操服の下は肌着禁止」とする指導をしている学校があるとして、SNS（会員制交流サイト）で批判が高まり、これをワイドショーがとりあげています。

下着の色の指定や髪の毛の整え方や結び方まで必要以上に「子どもの生活」を制限する校則について、「ブラック校則」との指摘がなされるようになってきました。この機会に、子どもの人権、子どもの人間尊重の観点から、今日の校則問題について少し考察を深めておきたいと思います。

厳しい校則や生徒指導が子どもの「自尊感情」に深刻な影響を与える可能性も指摘されています —不登校の要因は、「いじめ」よりも「校則・生徒指導等」の方が多い—

文部科学省が毎年行っている「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、小中高の不登校生徒のうち、不登校の主たる要因もしくは主たる要因以外の要因として、校則等をめぐる問題を理由として挙げている児童生徒の数は、合計で5,572名となっています。じつはこの数字は、「いじめ」が要因となって不登校になった件数を大きく上回っています。理不尽な校則や生徒指導が、不登校の要因となりうるものであることを、よく理解することが大事です。

髪型や服装は、子どもにとって「自己決定」や「意思表示」をする大切な機会のひとつとなるものであることは言うまでもありません。そうした自己決定・意思表示に対し、過度の制約を加えることは、「自尊感情」を傷つけることにつながる可能性があります。とりわけ、中学生から高校生にかけて、自己決定に関する能力を飛躍的に拡大させ、また個性を大いに育んでいこうとする発達段階においてこそ、校則による制約を少なくすることが求められるはずですが、現実には逆であることの方が多いのではないのでしょうか。過度な校則が、その校則を守らせるための生徒指導につながり、教職員の多忙化を導いているという指摘もあります。

各地の学校や地域で校則見直しの動きがすすんでいます

いくつかの学校や地域で、校則を見直す動きがでてきています。2020年3月27日付の朝日新聞では、佐賀県教育委員会が同月17日付で県立学校に通知を出し、校則の見直しについて話し合うよう指示を出したことを報じていますし、熊本市の教育委員会も、2021年3月に「校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン」を作成し、各学校ごとに校則の見直しをすすめていくよう求めています。

なかでも最近注目されているのは、東京都千代田区の麹町中学校の学校改革です。同校の学校改革をすすめた工藤勇一校長は、『学校の「当たり前」をやめた。』（時事通信社、2018年）のなかで、着任以来、宿題や定期テストをなくしました。工藤校長は、子どもの「自律」と「尊重」が、何よりも大事だと述べています。「他律」とは、自らの意志によらず、他からの命令、強制によって行動することです。これに対して「自律」とは、他からの支配・制約を受けずに、自分自身で立てた規範に従って行動することを意味します。もちろん、私たちが学校でも社会でも、集団で生活をする以上、約束やルールは必要です。けれども、「ルールだから守る」「校則だから守る」というだけでは、本当の自律とはいえないのです。

世田谷区立桜丘中学校も、校則や制服を廃止し（もちろん制服を着てもよい）、タブレット端末や携帯電話の学校への持ち込みを許可する学校改革をすすめています。西郷孝彦校長は、「法に触れないという最低限のルールを守ることを条件に、好きにさせてはどうかと思い、まず校則をなくしました（中略）面白いもので、枠が取り払われて自由になり、自分をちゃんと扱ってもらえるようになると、反発する生徒もだんだん少なくなっていった」（朝日新聞2018年12月2日付）と述べています。たいへん参考になります。

愛知県内の高校でも、「性の多様性」をふまえ、「制服選択制」にふみきる学校が増えてきています。ぜひ多くの学校で取り組みをすすめてほしいと思います。

校則・生徒指導の見直しを子どもたちとともに

どこの学校でも、ぜひいちど、今ある校則・生徒指導について検討をお願いしたいと思います。まずは、子どもの人権の観点から、権利侵害となるおそれのある校則が残されていないかどうか確認をお願いします。それから、子どもの成長発達の観点から、あるいは人間尊重の観点からも検討してみたいと思います。次のような点を大事にするとよいでしょう。

校則・生徒指導の見直しにあたっての留意点

- ①校則・生徒指導のなかに不合理なものや時代にそぐわないものが含まれていないかどうかをもういちど確かめましょう。
子どもの主体性や自尊感情を育むために、校則・生徒指導は必要最小限のものとしましょう。
- ②できる限り多くの教職員や子ども、保護者の意見を聞くようにしましょう（アンケートのほか、協議会をおくとよいでしょう）。
- ③子どもの意見を聞くときには、子どもに必要な情報を必ず提示しましょう。
- ④国連の子どもの権利条約（1989年）や豊田市子ども条例（2007年）もあわせて学ぶ機会にしましょう。
校則のなかに「子どもの権利」を明記することも大事です。
- ⑤校則の策定や見直しに関する手続きも書きましょう。
子どもの在校期間中に最低1度は校則の見直しの機会（権利）が与えられるべきです。



ぜひ校則・生徒指導の見直しを、子どもや保護者とともにすすめてほしいと思います。国連の子どもの権利条約（1989年）や豊田市子ども条例（2007年）は、「子どもの意見表明権」を大切にしていることとも大いに合致するからです。子どもや保護者のなかには、制服があったほうが良いと考える人もきつとおられるでしょうし、どうしても制服は嫌だと考える人もいます。この社会には、多様な意見や考え方で満ち溢れているということを知ることまた、子どもにとっての大事な成長発達の課題です。多様な意見に触れたとき、きつとその子どもも保護者も「お互いの多様性を尊重し合う」ということの大事な意味を、深くつかむことができることでしょう。

校則・生徒指導について、ご意見、ご質問、ご相談をとよた子どもの権利相談室に是非お寄せください。